妙高市霊園墓地区画予約受付取扱要領を次のように定める。

令和元年5月24日

妙高市長 入 村 明

妙高市訓令第50号

## 妙高市霊園墓地区画予約受付取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、妙高市霊園条例(昭和60年新井市条例第31号。以下「条例」という。) に規定する霊園において、自由墓地の区画の使用希望者の予約受付に関して必要な事項を定め るものとする。

(対象霊園)

第2条 予約を受け付ける霊園は、条例第3条に規定する陣場霊園とする。

(対象区画)

第3条 予約を受け付ける区画は、自由墓地の区画(以下「墓地区画」という。)とする。 (予約の対象者)

- 第4条 予約の対象となる者は、妙高市民で、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。 ただし、同一世帯の者が霊園墓地の使用許可を受けている場合は、予約はできないものとする。
  - (1) 埋葬する遺骨を有しており、陣場霊園に墳墓の建立を希望していること。
  - (2)他の霊園から陣場霊園に改葬を希望していること。

(予約の申請)

第5条 予約の申請をしようとする者は、霊園墓地区画使用予約申請書(別記様式第1号)を市 長に提出しなければならない。なお、予約の申請者(以下「予約申請者」という。)が使用許可 時の使用者となる。

(予約に関する留意事項)

- 第6条 予約申請者は、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
  - (1) 使用確認の通知は、墓地区画が返還された場合となること。
  - (2) 墓地区画は、返還された墓地区画の再貸付となること。
  - (3) 予約は、辞退が無い限り継続され、年度による更新の必要はないこと。
  - (4) 予約申請者が妙高市から転出した場合は、予約が取消しとなること。

(予約から使用許可までの手順)

- 第7条 予約から使用許可までの手順は次の各号のとおりとする。
  - (1) 現在の使用者から墓地区画が市に返還された場合、市長は予約申請者に使用確認の通知をする。

- (2) 通知を受けた予約申請者は、必ず自身で現地を確認し、市長に使用の可否を回答する。
- (3) 使用を希望する場合、予約申請者は、条例第5条の規定による墓地使用許可申請書を市長に提出する。なお、使用許可後の墓地区画の変更はできないものとする。
- (4) 墓地区画の使用を見合せた場合、予約申請者は、墓地区画が市に返還されるまで再度待機しなければならない。なお、予約は継続されるものとする。

(予約の辞退)

第8条 予約申請者が予約を辞退する場合は、霊園墓地区画使用予約辞退届出書(別記様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年7月10日から施行する。